

各種催し物関係者の皆様へ (お知らせ)

大垣消防組合火災予防条例の一部を改正しました。

平成25年8月に福知山市花火大会で発生した火災を踏まえたものです。

(平成26年8月1日施行)

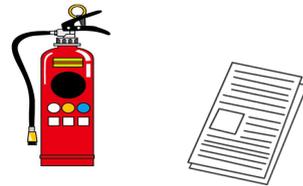
1 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し^{※1}に際して対象火気器具等^{※2}を使用する場合は、次のことが必要になります。

(1) 消火器(住宅用消火器、エアゾール式を除く)の準備

(2) 露店等の開設の届出

露店等の開催前に2部所轄消防署へ届出してください。

[露店等の開設届出書はこちら](#)



※1 「多数の者の集合する催し」とは…

一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、不特定多数の人が集まるものを対象としています。ただし、参加する人の範囲が個人的つながりに留まる場合や相互に面識がある人どうしが参加する催しは対象外としています。

【対象とならない例】

近親者によるバーベキュー、幼稚園等で父母が主催するもちつき大会など

※2 「対象火気器具等」とは…

LPG、灯油、炭等の燃料や電気を使用するコンロ、発電機、ストーブなど



2 大規模な催し物に関する事項

- (1) 多数の方が集合する屋外の催しのうち、大規模なものとして定める要件^{※3}に該当し、火災発生時の危険性が大きいと認められるときは、「指定催し」として指定されます。
- (2) 「指定催し」の指定を受けた場合、主催者は「防火担当者^{※4}」を定め、「火災予防上必要な業務に関する計画^{※5}」の作成・提出及びその計画に基づく火災予防上必要な業務を行わせなければなりません。

※3 「大規模なものとして定める要件」とは・・・

大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので、当該催しを主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模として計画されているもの。

※4 「防火担当者」とは・・・

資格について特段の定めはありませんが、火災予防上必要な業務に関する指示等を行うことができる立場の方を選任する必要があります。なお、指定催し開催日の14日前までに「火災予防上必要な業務に関する計画」の提出がない場合には、罰則(両罰)が科せられます。

※5 「火災予防上必要な業務に関する計画」への記載事項とは・・・

- ① 防火担当者、火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること
- ② 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること
- ③ 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの及び客席の火災予防上安全な配置に関すること
- ④ 対象火気器具等に対する消火器その他の消火準備に関すること
- ⑤ 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること
- ⑥ そのほか、火災予防上必要な業務に関すること